

各位

上場会社名	株式会社ばど
代表者	代表取締役社長 渡瀬 ひろみ (コード：4833)
問合せ先責任者	専務取締役経営統括本部長 石川 雅夫 (TEL. 03-6694-9810)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第28回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されることに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、定款第26条と第34条の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条と第34条の変更に関しましては、各監査役からの同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月24日
定款変更の効力発生日	同日

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外</u>取締役との間で会社法第427条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外監査役</u>との間で会社法第427条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で会社法第427条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は<u>監査役</u>との間で会社法第427条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>